

(参考1)

## 小委員会の名称及び所管事項の変更について

令和5年10月  
資源エネルギー庁

- 従来、水素政策小委員会・アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会の合同会議においては、2030年の目標やその先を見据えた大規模な利活用を図るため、水素・アンモニア等の需要・供給両面からの客観的分析、政策的措置を講じる場合の効率性や公平性の視点等について審議を行ってきた。
- 令和5年7月の資源エネルギー庁の組織改編に伴い、アンモニアの所管が資源・燃料部から省エネルギー・新エネルギー部に一部移管し、省エネルギー・新エネルギー部内に「水素・アンモニア課」が新設されたところ。
- それに伴い、本小委員会における名称及び所管事項の変更が必要であることから、以下の通り整理する。
  - 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
「水素政策小委員会」→「水素・アンモニア政策小委員会」に名称変更
  - 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会  
「アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会」→「脱炭素燃料政策小委員会」に名称変更
  - 上記見直しに伴い、これまで「アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会」で検討していたアンモニア政策に関しては、今後は「水素・アンモニア政策小委員会」で審議を行うこととする。
- 従来の議論に続く形で、水素・アンモニアの既存燃料との価格差に着目した支援と供給インフラ整備に関する支援を一体的に検討するため、両小委員会は合同開催の形で開催することとする。なお、各々の固有課題について議論を行う必要がある場合には、各小委員会において議論を行うこととする。